

6. 8. 19
2010

勞務第三十七。第一

昭和八年八月十七日

内務大臣 安達謙藏 殿
社會局長 官 殿

警視總監 高橋 守雄

永田メリマス機械株式会社
労働争議ニ関スル件(才七報)

要旨 (才七報) 本業主側ハ引続ニ於テ
労働争議ニ関スル件(才七報) 九名ヲ拘束セリ

標記労働争議、其、後、経過左記ノ通
一、事業主側

事業主側ハ引續ニ於テ労働職工三十五名ニテ平日通作業中ニシテ
殊種ノ対策ナキカ如クモ永田専務ハ依然トシテ強硬ノ態度

維持居レリ

A